

【保存版】

気象警報発表時ならびに災害発生時の非常措置について

本校では、「大津市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」により対応します。市教委より改訂版が出ましたので、本校における措置について、お知らせします。つきましては、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

I 気象（暴風を含む警報、特別警報、危険警報）

- 1 当日の午前 7 時の時点で、当該地域に暴風を含む警報、特別警報（警戒レベル 5）、危険警報（警戒レベル 4）が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。（学校からの tetoru 配信は原則しません。）

- 1 の 2 当日の午前 7 時以降で登校中または登校後に、当該地域で確実に暴風を含む警報、特別警報（警戒レベル 5）、危険警報（警戒レベル 4）の発表が見込めるときは、その日は学校長の判断で臨時休業とすることがあります。（この場合は tetoru で配信します。）

- 2 当日の午前 7 時を基準とする前後の時間帯に、真野北学区地域に前項に規定する警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて学校長が判断し、必要に応じ臨時休業または始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。その場合は、学校からの tetoru 配信に従ってください。

○警戒レベル 3 の大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報、または大雪警報のいずれかが発表されている。

○避難情報が発表され、真野北小学校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。

○その他、大雨や大雪等の影響により、児童の安全確保が難しい場合。

Ⅱ 地震

- 1 前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度5弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、実情に合わせて学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行う場合もあります。その場合は、学校からの tetoru 配信に従ってください。

Ⅲ 武力攻撃事態等

- 1 前日の児童の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登園・登校や園・学校での活動の安全が確保できる場合は、実情に合わせて学校長が判断し、平常どおりの保育・授業を行う場合もあります。その場合は、学校からの tetoru 配信に従ってください。

Ⅳ 登校中における非常変災・危機等発生時

- 1 児童の登校中に、上記Ⅰ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め各園・学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとします。
- 2 児童の登校後に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合またはⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとします。
- 3 児童の下校中に、上記Ⅰ-1に定める警報が発表された場合またはⅠ-2、Ⅱ-1、Ⅲ-1のいずれかの事態が生じた場合は、予め学校で策定する防災マニュアルまたは危機管理マニュアルの定めるところによるものとします。

V 熱中症

- 1 滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業とします。その場合は、学校からの tetoru 配信に従ってください。
- 2 学校生活の熱中症対策については、「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（部活動における熱中症対策含む）」によるものとします。

※ 「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断しています。

VI その他

登校中や登校後、上記の事態になった場合、通学路の安全確認後、下校時刻を繰り上げて集団下校または、保護者への引き渡しをする場合があります。

- ① 学校からの tetoru 配信に従ってください。
- ② 下校時刻繰り上げの際の下校（帰宅）先をお子様と事前に確認をしておいてください。
- ③ 児童クラブや放課後デイサービスへ通所している児童については、児童クラブや放課後デイサービスと連携します。各所からの連絡に従ってください。
- ③ 引き渡しになった場合、学校の「緊急時引き渡しカード」により対応をします。（記載内容に変更が生じた場合は、速やかに担任までご連絡ください。）